

政権政策研究会へ

(野党) 連合政権政策

◎これまでの非自民政権の成立は、金権政治批判、「反自民」の世論の高まりからの新党ブームによるものであり、「反自民・反資本」や福祉国家確立や社会民主主義をめざしての提示された政策を実現するために確立されたものではない。

◎現在のコロナ感染禍、世界大恐慌の状況下にこそ、経済・生活に関する政策を提示した上での政権の確立が求められている。

そして、この政権は、**立憲・国民・社保・社民・れいわ・共産**の野党連合の政権であり、その政策は、**共通・統一**のものを各党の議論からつくり上げていく必要がある。

◎現在の日本における社会主義への道を考えるとき、搾取のない、平等、民主主義の社会を訴え、すべての労働者・勤労者がその社会をめざすように導いていかなければならないが、現状の資本主義社会であるがゆえの矛盾・問題点をあばき、社会主義の実現がなければ、そこからの解放はありえないという考えや思いを、すべての労働者・勤労者のものとする運動を進めていかなければならない。

そのためにも、現状において、社会民主主義的・福祉国家的・現状を改良していくための政権の獲得と、その政策の実現により、労働者・勤労者の権利拡大を図ることが必要である。

現状において、社会主義社会を実現させようとする社会主義政党は存在しないし、すべての労働者・勤労者が、社会主義社会を欲している、展望している状況にはまったくなく、社会民主主義的・福祉国家的・現状を改良していくための政権の獲得から積み上げていく必要がある。

かつての、英国の第2次世界大戦後の福祉国家、その後のヨーロッパ社会民主主義政権の政治・政策を引き継ぎ、発展させるような政治・政策の展開を、現状の日本に実現させる必要がある。

◎直近の世界情勢は基本的に、米中経済戦争、貨幣資本の過剰等、資本主義の矛盾が露見していたが、さらには、新型コロナウイルス感染による経済活動の停止と、世界大恐慌となって表れた。

日本においては、さらに、赤字国債の大量発行と国家財政の逼迫、GDPを押し下げる消費税増税からの不況への突入から、コロナ不況・世界大恐慌へ突入した。

こうした状況下において、まさに、自公政権に変わって、日本の政治・経済を運営していくという政策を提示し、**立憲・国民・社保・社民・れいわ・共産**による(野党)連合政権の確立がもとめられている。

◎この連合政権の確立・運営にあたっては、貨幣資本の過剰に対する、コロナ感染に対する、労働者・勤労者を守るための、経済・社会保障・税制改正・国家財政改善・平和を守るための政権政策を策定していかなければならない。

出発点は、当面、上記の目的を達成するための予算の策定である。

そして、現行の国民の意志に反して制定された法律の改正である。

さらには、上記政権政策の実現のための、中長期的改良改正の方策決定である。(上記の他に安保法制・原発ゼロ政策等々)

(その政策は、提案者の目指すものが政権を構成する者の共通・統一のものとなるよう、意見

と知恵を出し合い、謙虚に、互いに尊重し合うことを基本とする。)

(統一がなかなかできないものについては、現行の制度・方法を共通的に改善できる点から出発させる。合致できない点は、何度でも、時間をかけてでも、議論を重ね、改善・改良を目的とさせる。)

(2020.6.15)

連合政権政策

■各々の政策を実施するためには、それに見合う資金、財源、予算の支出が必要となる。

・したがって、連合政権の政策をつくり上げる上で、国家財政の『歳入、税収、税制、支出の割り振り』が、必ず、検討されなければならない。

・(『歳入、税収、税制、支出の割り振り』自体が、政策の一つであるが。)

■「消費税廃止」「MMT 理論」「財政の健全化」「国債問題」は、『歳入、税収、税制』の議論のために提起されているのである。

■現「自公政権」・「アベ政権」にかわる「(野党)連合政権」は、現状の政治・経済を「修正」して、勤労者、働く者たちの生活(経済)を守る政治を進めていくものであることを基本としていく。

*現状の経済体制が、資本主義社会である以上、国家財政は、基本は、法人税、所得税、資産税等による税収入で確保されなければならない。

・資本主義体制は、「経営者、企業、資産家たち」の国家そのものであり、その(国家)財政は、「経営者、企業、資産家たち」の供出金=税で運営されるのであり、法人税、所得税、資産税等でまかなわれるのである。

・「経営者、企業、資産家たち」の国家を維持・運営するためには、当然に、この税収で国家財政が確保されなければならないことを、「資本の側に」明確にさせていかなければならない。

(・資本主義国日本は、「経営者、企業、資産家たち」のものであることを、再確認させる。

・したがって、「経営者、企業、資産家たち」は、国家財政、収入、歳入に責任があることを自覚しなければならない。)

■国家運営に必要な歳入が税収入で万度に確保されるのならば、「収支の均衡」を原則とすることには、誰も異論はないはずである。

・現状の国家財政は、大量の国債発行による借金財政となっている。

・消費税の導入と、その税率の引き上げが行なわれてきたが、これは、法人税・所得税等の減税と引き換えとして実施されてきた。

*法人税は大幅に引き下げられた。

・1989年、基本税率40%だったが、2018年には23.2%に軽減

・1989年から2018年までに、法人税率の減税分は272兆円。

消費税の税収増額は、327兆円であった。

■連合政権は、こうした税制、歳入について、現行制度を修正することから出発する。

・その基本的な考え方として、国家財政の歳入は、経営者、企業、資産家たちからの法人税、所得税等でまかなわれることとする。

・そして、このことを、全国民の意志とする旨の法律を制定する。→国家財政税収入の基本法

・国家財政の歳入は、経営者、企業、資産家たちからの法人税、所得税等でまかなわれることを基本とするのが当然であることは、今般のコロナウィルス感染禍の経済状況が、如実に示している。

・コロナ感染によって、旅行業と関連の収入や、商品の生産がストップせざるを得ない状況が

おきてしまった。

- ・コロナ不況として、全世界的に影響が出てきている。
- ・資本の側は、経団連をトップとして、これに何とか耐えていこうと、自らの国家を維持しようと懸命に奮闘している。
- ・曰く「雇用を守る」と。(労働者がいなければ利潤を得ることができないのだから。コロナ感染が終息すれば、商品生産を再開し、さらなる利潤を追求していけると。)
- * 国家財政に関する税制の基本的な考え方を示す法律を制定し、この基本にそって、法人税率の引き上げ等の修正を、連合政権が進めていく。
- * 「修正」により、消費税の税率の減や撤廃の議論を進めることができるし、実行できる。
- * また、さらには、国家財政収支の健全化を進めることができる。
- * とすれば、MMT 理論等の議論も不要となっていくのではないか。

(2020.7.14)

連合政権政策

■ 2021 年度予算を組み立てる。

- ・ 新年度予算を提示することで、連合政権が、具体的に国家を運営できることを示す。
- ・ 2020 年度予算の歳出で、当然必要経費について各省庁に提示させ、最低必要経費について確認し、2021 年度予算に引き継ぐ。
- * イージスアショア、辺野古基地建設費はすべてカットする。
- * 防衛費については、年度ごとのカットについて一覧を作成する。
- ・ 歳入について。法人税のアップ。
- ・ (これに相当する分の消費税について) 消費税についてはとりあえず、8%に戻す。
- ・ (国債・借金に対しては、) 法人税、所得税のアップで歳入金を増を図り、長期計画で、負債ゼロとしていく。

※内部留保管理機構の設置

財務省の中に設置し、運営管理し、負債ゼロとしていく。

- ① 内部留保金については、国の管理運営とする。
(内部留保については、あらためての課税は行なわない。すでに、法人税率のアップでの税徴収がなされているため。)
- ② 企業は、資本投資のための金額以外は、この機構に預け入れなければならない。
- ③ 企業は、いつでも、資本投資のための金額を預け戻す(引き戻す)ことができる。このときに、利息にかわる〇〇%の資金が原本にプラスされて返還される。(現在の利息よりも高く、法人税率よりも相当低い率とする。株式投資より、確実に増額となる率とする。)
- ④ 政府は、この資金を財政運営資金として充てることができる。(一定の基準で、歳入に組み入れ可能とする。)
- ⑤ 機構に入った資金の一部の運営については、国会の議論により使用される。
例、今回のコロナ感染に対して、企業・店舗に対して無利子・無担保・無督促の資金繰り貸付等の法律を制定し、その資金に機構の資金を運営に充てる、等。

(2020.8.17)

連合政権政策

◎法律制定・改正課題

*資金繰り・貸し付け法

- ・無利子、返済期限（督促）なしの法律を制定する。
- ・返済については、政府機関からの指導・管理等により実施される。（企業会計への介入。法人税申告事務に介入する。）
- ・当該企業については、労働者賃金については支給されるが、役員報酬等は労働者賃金の最高額と同額に制限され、それを超えるものは返済に充てられる。（株主配当は、返済完了までは実施されない。）利益が出る都度、必要な事業費以外は、すべて返済金に充てられる。

*IRリゾート法について

- ・カジノの取り扱い。カジノについては、入場時に、例えば5万円でカードを発行する。これで、コインを引き出せる。ゲームをして、コインがなくなったら、このカードでまたコインを引き出せる。
- ・退場の際には、手元にあるコインは返済する。お金の還元することはできないこととする。
- ・要するに、カジノ利用者は5万円を支出するのみである。コインはお金に換算させないことにより、《トバク》とさせない。

*付度・口利き法

- ・公務員等が、付度と思われる作為を認知した時、これを国会等の機関へ内部告発できる。
- ・誰が内部告発したか、秘密は守られ、付度行為ではないと判定された場合でも罪に問われることとはしない。（内部告発については、事実が判明後でも、告発できる。内部告発する者には、どんな不利益もかからないようにする。）
逆に、この作為を承知しておきながら告発しなかったことが判明した場合は、罪に問われる。
- ・口利きについては、金品の授受があった時は、罪に問われる。
- ・口利きを受けた各級議員・公務員は、その都度これを記録し、この法律によって設置される部署に報告しなければならない。

*政治資金等に関する法律

- ・政治献金は、国会等に受付機関を設置し、ここですべて受付し、各政党・団体へ配分される。企業・団体・個人が、各政党・団体へ直接納入することは罰せられる。
- ・政治献金をする場合には、目的、実行内容、金額等を書類提出させる。
- ・受けた献金は、この機関において整理し、当該政党団体分の政党資金交付金からこの額を差し引いて交付される。
- ・総理府から、各選挙事務所へ職員を派遣し、会計事務をチェックさせる仕組みを設定する。
（交付金以外のお金が納入されていないか。運動員に決められた額以上の支払いがないか、後援会活動でのパーティー券については、実費を各参加者から集めているか等々確認する。）

*地方自治体への交付金についての基本法を制定する。

- ・地方財政の赤字解消のための、交付金配付計画をたて、順次、交付する法律を制定する。
- ・全国の都道府県市区町村から、交付金要求をとりまとめ、全国の都道府県市区町村からの代表者を選出し、国家財政から、現行の交付金以外に計画にそって支出できることとする。（寿都町のように、交付金を得るために、核ゴミ調査への応募することがないようにできる。）
（選挙闘争において、地方財政確立のため、地方交付税についての要求を各自治体の首長からとり、政権獲得の時はその要求実現に向けて実行することを確約して、推薦支持を取る等の方策も必要ではないか。）

*コロナ感染拡大の防止に向け、だ液で短時間のPCR検査・抗原検査キットの生産と、国から企業・団体への交付・援助を行い、経済活動を通常復活させる法律を制定する。